

事務連絡
平成30年6月22日

各都道府県・各政令市廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

建築物の解体時等における残置物の取扱いに関する事例等について

日頃より廃棄物処理行政の推進について、種々御尽力、御協力いただき深く感謝しております。

さて、建築物の解体時等における残置物の取扱いについては、「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（平成26年2月3日付け環廃産発第1402031号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）及び「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」（平成30年6月22日付け循環適発1806224号・循環規発1806224号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により周知徹底及び適切な指導をお願いしているところです。

残置物の取扱いについては、地方公共団体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者が連携し、解体工事の発注者や元請業者等に対して適正な処理方法を周知すること等により、残置物の円滑な処理が行われている事例があります。貴部（局）におかれましては、別紙1も参考に、残置物の適正な取扱いについて、必要に応じて関係部局とも連携し、ホームページ等を活用した広報やリーフレットによる説明なども含め、様々な機会をとらえて建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、管内の市町村に対し、同様に当該市町村管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いいたします。

また、建築物の解体時等における残置物の適正な処理のため、別紙2のとおり解体工事の発注者及び建設元請業者向けのリーフレットを作成しましたので、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知等の際に適宜御参照、御活用ください。

【本件に関する連絡先】
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 大塚、渡井、大城

TEL 03-3581-3351 (内線 6857)
FAX 03-3593-8263
E-mail hairi-haitai@env.go.jp
廃棄物規制課 服部、川上
TEL 03-3581-3351 (内線 7859)
FAX 03-3593-8264
E-mail hairi-sanpai@env.go.jp